

昭和薬科大学学則

昭和24年 4月 1日 制定

令和 2年 4月 1日 改正

第1章 総 則

(目的と使命)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授け、人格の陶冶に努め、深く薬学に関する学理と技術とを教授研究して、社会有為の薬剤師及び薬学研究者を育成することを目的とし、薬学の進展、文化の興隆、人類の福祉に寄与することを使命とする。

(組 織)

第2条 本大学に薬学部薬学科を置く。

2 本大学に大学院を置く。大学院学則は別に定める。

(収容定員)

第3条 本大学薬学部薬学科の収容定員は、次のとおりとする。

薬学部 薬学科 収容定員 1440名

(修業年限)

第4条 薬学部薬学科の修業年限は6年とする。

2 学生は、1年次から4年次においては同一年次に2年を、5年次から6年次においては通算して4年を、それぞれ超えて在学することはできない。

3 在学年数は12年を超えることはできない。

第2章 職員組織及び教授会

(職員組織)

第5条 本大学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、特任助教、助手、教育技術員及び事務職員を置く。

2 前項の外、教育研究以外の業務に従事する専任教育職員、その他必要な職員を置くことができる。

第6条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものであり、学長が必要と認めた場合又は、学長に事故あるときはその職務を代行する。

(1) 副学長は、学長が指名する。

(2) 副学長は、薬学部の運営に当たる。

3 教授は特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 准教授は優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 講師は教授又は准教授に準ずる職務に従事し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 助教、特任助教は知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 助手は所属施設の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

8 事務職員は事務を掌る。

第7条 本大学の教育職員組織分掌及び事務組織分掌は、別に定める。

(大学運営会議)

第8条 学長の校務執行を補佐するために大学運営会議を置く。

2 運営会議については、別に定める。

(教授会)

第9条 本大学に教授会を置く。

第10条 教授会は、副学長を含む教授をもって組織する。

2 前項に定める教授には理事長・学長を含まない。

3 学長は、教授会に出席することができる。

第11条 教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ学長がつかさどる教育研究に関する以下の事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 学生の在学、休学、退学及び除籍に関する事項

(3) 学生の試験、進級に関する事項

(4) 学生の補導、厚生及び賞罰に関する事項

(5) 教育研究予算に関する事項

(6) 教育職員、教育技術職員の選考・昇任人事に関する事項

(7) 名誉教授推薦に関する事項

(8) 教育研究に関する規程の制定・改廃に関する事項

(9) その他、学長が必要と認めた事項

(教授総会)

第12条 学長が必要と認める場合、准教授及び専任講師を教授会に加え、教授総会とすることができる。

2 教授総会は、前条第2項に定める事項について審議を行うものとする。ただし、前条第2項第6号及び第7号についてはその限りではない。

3 教授総会の審議結果をもって、教授会の意見とすることができる。

4 学長が特に必要と認めた場合、第1項に記載した教育職員以外の教育職員を教授総会に加えることができる。

第13条 教授会の招集・審議方法等に関する事項は、教授会規程をもって別に定める。

2 教授総会の招集・審議方法等は、教授会に関し定める規定を準用する。

第3章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第14条 薬学部において教授する授業科目及び単位数は教育課程表別表1のとおりとする。ただし、教授会で審議し、学長が決定し、変更することができる。

(履修方法)

第15条 学生が全課程を履修するには、前条教育課程表別表1により次に掲げる単位を修得しなければならない。

薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位（臨床実習事前学習Ⅰ、臨床実習事前学習Ⅱ、病院・薬局実習）を含む合計195単位以上

2 前項の授業科目の履修及び試験に関しては、別に定める。

(単位計算基準)

第16条 授業科目の単位数は次の基準による。

- (1) 授業科目の単位数の算定は、80分15週の講義をもって1.5単位とすることを原則とする。
- (2) 授業科目の単位数算定は、別に定める。

(授業日数)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修認定)

第18条 1つの授業科目の授業を履修した者に対し、試験の上、所定の単位を与える。

(授業科目の成績の評定)

第19条 授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点以上を単位取得とする。

2 成績の評価基準は別に定める。

(卒業)

第20条 薬学部に6年以上在学し、薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む195単位以上を修得した者に卒業を認める。

2 本学を卒業した者には卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

第4章 自己評価等

第21条 学則に定めた本大学の目的、使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検し、評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、委員会を設置するものとし、その内容は別に定める。

第5章 学年・学期・休日

(学年)

第22条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第23条 学年を次の二期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休日)

第24条 授業を行わない日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 春季休暇
- (5) 夏季休暇
- (6) 冬季休暇

2 前項第4号、第5号及び第6号の休暇の期間は、年度毎に学長が決定する。

3 学長は、必要と認めるときは、臨時に授業を行い、又は行わない日を設けることができる。

第6章 入学

(入学時期)

第25条 本大学の入学時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第26条 第1年次に入学できる者は、身体健全、品行方正で、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150

条の規定により次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者
- (5) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者
- (6) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (7) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者
- (10) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者
- (11) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者
- (12) 大学において個別の入学資格審査により認められた者

（志願手続）

第27条 入学志願者は、別に定める入学志願票、写真、出身学校調査書（又はこれに代わる書類）に所定の検定料を添え、指定の期日までに本大学に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第28条 入学志願者に対しては、選考の上、教授会で審議し、学長が入学の可否を決定し、合格者にはその旨通知する。

2 選考の方法は別に定める。

（入学手続）

第29条 合格の通知を受けた者は、住民票（又はこれに代わる書類）及び誓約書を提出し、第39条及び第40条による入学金、学生納付金を納付しなければならない。

第30条 指定期日までに前条の手続きを完了しない者は、入学を許可しない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第31条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第32条 本大学は、教育上有益と認めるときは学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

（みなし単位の総数）

第33条 第31条、第32条に定めるところにより本大学の授業科目の履修とみなして与えることができる単位総数は、60単位を超えないものとする。

（再入学）

第34条 第37条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上許可することができる。ただし、指定の期日までに所定の手続きを行わないときは、その許可を取消す。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第7章 休学・退学・復学・除籍

（休学及び復学）

第35条 学生は病気、その他やむを得ない事由により3か月以上欠席するときは、医師の診断書又は事由書を

添え、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。休学は当該学年限りとする。なお休学を要する者は許可を得てさらに1年以内に限り休学することができる。通算してできる期間は6年までとする。

2 休学は在学期間に含まない。

第36条 休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第37条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、事由書を添え、保証人連署で退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条に定めた期間を超えて在学する者
- (2) 第35条に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 各学期内に学生納付金を完納しなかった者

第8章 入学金・学生納付金

(入学金・学生納付金)

第39条 入学金・授業料その他の学生納付金の額は別表2のとおりとする。

2 納付方法及び納入期限は別表3のとおりとする。

3 原級に留まった者は当該在籍年次の学生納付金を納付しなければならない。

第40条 入学金・学生納付金は指定の期日までに納付しなければならない。ただし、成績優秀につき学長が認めた者については、授業料を減免することができる。

第41条 停学中の者であっても、当該年次の学生納付金を納付しなければならない。

第42条 学期の初めから6か月以上休学する場合、当該学期の学生納付金は半額とする。

2 学期の中途から休学する場合は、当該学期の学生納付金は半額とはしない。

3 学期の中途まで休学する場合は、復学する当該学期の学生納付金は半額とはしない。

4 退学を許可された学期終了までの学生納付金は納付しなければならない。

第43条 既納の入学金、学生納付金は特に定めるほか、いかなる事由があってもこれを返付しない。

第9章 科目履修生・研究生・研究員

(科目履修生)

第44条 特定の科目について履修を願い出る者があるときは、学長が許可する。履修は学期又は学年ごとに許可する。

第45条 科目履修生の納付金は、別表4のとおりとする。

第46条 科目履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目の単位を与え証明書を交付する。

(研究生・研究員)

第47条 本大学において、研究することを願い出る者があるときは、学長が研究生として許可する。ただし、博士の学位を有する者は研究員とする。

2 研究期間は1年とする。ただし、引き続き研究の必要があるときは、延長を許可することができる。

第48条 研究生及び研究員の納付金は別表3のとおりとする。ただし、実験・実習が必要な場合は、これに伴う費用を徴収する。

2 教育・学術協定を締結した研究機関からの研究生・研究員の納付金は徴収しない。

(外国人学生)

第49条 第26条に定める資格を有する外国人で本学に入学を願い出る者があるときは、選考の上入学を許可す

ることができる。ただし、外国人入学志願者は外務省在外公館又は在日外国公館の証明書を添えて願書を提出しなければならない。

第50条 科目履修生・研究生・研究員及び外国人学生は特に規定してあるものの外、総て本学則を準用する。ただし、科目履修生・研究生及び研究員には第20条は適用しない。

第10章 賞 罰

(褒 賞)

第51条 次の各号のいずれかに該当する学生には、褒賞を授与することができる。

- (1) 品行方正で、学術優秀な者
- (2) 学生の模範となる行為のあった者

(懲 戒)

第52条 学則を守らず、秩序を乱しその他学生の本分に反する行為があったときは、教授会で審議し、学長がその軽重により懲戒する。懲戒は訓告、停学、退学、除籍とする。

第53条 次の各号のいずれかに該当する学生は、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなくて、出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第11章 図書館

第54条 本大学に図書館を置く。

第55条 図書館に関する規程は別に定める。

第12章 薬用植物園

第56条 本大学に薬用植物園を置く。

第57条 薬用植物園に関する規程は別に定める。

第13章 学生寮

第58条 本大学に学生寮を置く。

第59条 学生寮に関する規程は別に定める。

第14章 公開講座

第60条 本大学に公開講座を設けることができる。

第61条 公開講座に関する規程は別に定める。

第15章 学則の改廃

第62条 この学則の改廃は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会が行う。

附 則

昭和24年4月1日制定

附 則

昭和25年2月8日一部改正

附 則

昭和33年4月1日一部改正

附 則

昭和40年4月1日一部改正

附 則

昭和41年10月6日一部改正

附 則

昭和54年4月1日一部改正

附 則

昭和58年4月1日一部改正

附 則

昭和62年4月1日一部改正

附 則

平成2年4月1日一部改正

附 則

平成4年3月1日一部改正

附 則

平成10年4月1日一部改正

附 則

平成15年4月1日一部改正

附 則

平成17年4月1日一部改正

附 則

本改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

- 1 本改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生が取得しなければならない単位は、第14条の規定にかかわらず、次のとおりである。薬学実務実習に関わる25単位を含む合計186単位以上。
- 3 平成21年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生の授業科目の単位数の算定は、第15条の規定にか

かわらず、90分15週の講義をもって1.5単位とすることを原則とする。

- 4 第19条の規定にかかわらず、平成21年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生において、薬学部に6年以上在学し、薬学部実務実習に関わる25単位を含む186単位以上を取得した者には、卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生が修得しなければならない単位は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりである。薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む合計197単位以上。
- 3 平成26年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生の授業科目の単位数の算定は、第16条の規定にかかわらず、90分15週の講義をもって2単位とすることを原則とする。
- 4 第20条の規定にかかわらず、平成26年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生において、薬学部に6年以上在学し、薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む197単位を取得した者には、卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

附 則

この学則は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日より前から本学に在学する者については、次のとおりとする。第38条次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条に定めた期間を超えて在学する者
- (2) 第35条に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 1年以上学生納付金を滞納した者

(別表1) ① 平成26年度までに入学した学生

② 平成27年度以降入学生

(別表2～4) 別表2～4

教育課程表 5-1 (平成26年度までに入学した学生)

系	授業科目	略称	単位	必修 選択 の別	開講年次												摘要
					1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
I・薬学 教養教育	にヒューマン について学ぶ プログラム	生と死	生と死	3	必修	○											
		医療の担い手としてのこころ構え	医療の担い手			○											
		信頼関係の確立を目指して	信頼関係			○											
	シ ン ト ロ ダ ク	薬学への招待	薬学への招待	2	〃	○										◎ クラスA ● クラスB	
		早期体験学習	早期体験学習	2	〃	○											
		人と文化Ⅰ:異文化の理解	異文化	1	〃	◎	●										
		人と文化Ⅱ:日本の文化・芸術の探求	日本の文化	1	〃	●	◎										
		人と文化Ⅲ:自然科学を学ぶ	自然科学	1	〃	◎	●										
		人と文化Ⅳ:人の行動と心理	行動と心理	1	〃	●	◎										
		人と文化Ⅴ:社会のしくみを学ぶ	社会のしくみ	1	〃			◎	●								
		人と文化Ⅵ:倫理の思想を学ぶ	倫理	1	〃			●	◎								
		運動と健康	保健体育学	2	〃	○											
		薬学英語入門Ⅰ RW-1	英語ⅠRW-1	1	〃	○											
		薬学英語入門Ⅰ LS-1	英語ⅠLS-1	1	〃	○											
		薬学英語入門Ⅰ RW-2	英語ⅠRW-2	1	〃		○										
		薬学英語入門Ⅰ LS-2	英語ⅠLS-2	1	〃		○										
		薬学英語入門Ⅱ RW-1	英語ⅡRW-1	1	〃			○									
		薬学英語入門Ⅱ LS-1	英語ⅡLS-1	1	〃			○									
		薬学英語入門Ⅱ RW-2	英語ⅡRW-2	1	〃				○								
		薬学英語入門Ⅱ LS-2	英語ⅡLS-2	1	〃				○								
	薬学英語入門Ⅲ-1	英語Ⅲ-1	1	〃					○								
	薬学英語入門Ⅲ-2	英語Ⅲ-2	1	〃						○							

この表は薬剤師国家試験との関連により変更することがある。

開講授業科目は毎年別に指定する。

早期体験学習は救急法を含む。

運動と健康は体育実技を含む。

LSは Listening & Speaking

RWは Reading & Writing

授業科目と略称について:

この教育課程表は学則第14条に定める教育課程表別表1に略称を併記したものです。

授業科目が正式な名称ですが、長い科目名が多いので本学での略称を定めてあります。

授業科目名を省略して使用する場合はこの略称を使用してください。

教育課程表 5-4 (平成26年度までに入学した学生)

系	授業科目	略称	単位	必修 選択 の別	開 講 年 次						摘 要		
					1年次 前:後	2年次 前:後	3年次 前:後	4年次 前:後	5年次 前:後	6年次 前:後			
V・薬学専 門系実習 教育	運動と健康(実技)	体育実技	1	必修	○								
	情報科学演習・実習	情報科学実習	1	〃	○								
	基礎化学実験	基礎化学実習	0.5	〃	○								
	物質の性質と化学分析Ⅰ実習	分析化学実習	0.5	〃		○							
	物質の性質と化学分析Ⅱ実習	物理化学実習	0.5	〃		○							
	薬の合成と構造解析Ⅰ実習	有機化学実習Ⅰ	0.5	〃		○							
	薬の合成と構造解析Ⅱ実習	有機化学実習Ⅱ	0.5	〃			○						
	天然物医薬品の化学構造Ⅰ実習	生薬学実習	0.5	〃			○						
	天然物医薬品の化学構造Ⅱ実習	天然物化学実習	0.5	〃			○						
	基礎生物学実験	基礎生物実習	0.5	〃	○								
	生体構成分子とその機能実習	生化学実習	0.5	〃		○							
	微生物の取扱い実習	微生物実習	0.5	〃		○							
	食品衛生と化学物質の毒性実習	衛生化学実習	0.5	〃			○						
	生活環境と健康実習	環境科学実習	0.5	〃			○						
	薬の効き方実習	薬理実習	0.5	〃			○						
	疾患の病態と治療実習	病態・治療実習	0.5	〃				○					
薬物の体内動態の解析実習	薬物動態実習	0.5	〃				○						
製剤材料の性質と剤形の調製実習	製剤実習	0.5	〃				○						
VI・実務 実習教育	実務実習事前実習Ⅰ	事前実習Ⅰ	2	必修			○						「臨床薬剤師 入門」、「医療 薬学概論」を 含む
	実務実習事前実習Ⅱ	事前実習Ⅱ	3					○					
	病院・薬局実習	病院・薬局実習	20	〃					○			前期又は後 期に実習	

教育課程表 5-5 (平成26年度までに入学した学生)

系	授業科目	略称	単位	必修 選択 の別	開講年次						摘要						
					1年次		2年次		3年次			4年次		5年次		6年次	
					前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後
VII・卒業実習教育	総合薬学研究	薬学研究	5・13	必修											○		
	総合薬学演習	薬物治療特論Ⅰ	薬物治療特論Ⅰ	2	臨床(必)											□	□ 臨床薬学コース
		薬物治療特論Ⅱ	薬物治療特論Ⅱ	2	〃											□	
		薬物治療特論Ⅲ	薬物治療特論Ⅲ	2	〃											□	
		医薬開発特論Ⅰ	医薬開発特論Ⅰ	2	情報(必)											■	■ 情報薬学コース
		医薬開発特論Ⅱ	医薬開発特論Ⅱ	2	〃											■	
		医薬開発特論Ⅲ	医薬開発特論Ⅲ	2	〃											■	
	薬学アドバンスト教育	患者情報から病態を読む	患者情報	1	必修 選択											□	□ 臨床薬学コース指定科目
		臨床試験の評価法	臨床試験	1	〃											□	
		アドバンスト実務実習	アドバンスト実務実習	4	〃											□	
		分子標的医薬品の創製	分子標的医薬品	1	〃											■	■ 情報薬学コース指定科目
		医薬品相互作用	医薬品相互作用	1	〃											■	
		化学系特論	化学系特論	1	〃											△	△ 総合薬学コース指定科目
生物系特論		生物系特論	1	〃											△		
在宅医療と薬局		在宅医療	1	自由 選択											○	自由 選択科目	
漢方処方		漢方処方	1	〃											○		
専門薬剤師を目指して		専門薬剤師	1	〃											○		
香粧品の科学	香粧品	1	〃											○			
新興・再興感染症と戦う	新興感染症	1	〃											○			
実用薬学英語	実用薬学英語	1	〃											○			
分子標的医薬品の創製	分子標的医薬品	1	〃											○			
医薬品相互作用	医薬品相互作用	1	〃											○			
VIII・薬学総合教育	最終総合演習		5	必修											○		

(平成27年度以降入学生)

教育課程表 5-1

系	授業科目名	単位	必修 選択 の別	開講年次	開講年次									
					1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次				
					前	後	前	後	前	後				
教養系教育	人と文化Ⅰ:異文化1	1.5	必修 選択	1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅰ:異文化2	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅰ:異文化3	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅰ:異文化4	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅰ:異文化5	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅱ:日本の文化1	1.5		1年後期・2年後期		○		○						
	人と文化Ⅱ:日本の文化2	1.5		1年後期・2年後期		○		○						
	人と文化Ⅱ:日本の文化3	1.5		1年後期・2年後期		○		○						
	人と文化Ⅱ:日本の文化4	1.5		1年後期・2年後期		○		○						
	人と文化Ⅱ:日本の文化5	1.5		1年後期・2年後期		○		○						
	人と文化Ⅲ:自然科学1	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅲ:自然科学2	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅲ:自然科学3	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅲ:自然科学4	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅲ:自然科学5	1.5		1年前期・2年前期	○		○							
	人と文化Ⅳ:社会のしくみ1	1.5	1年後期・2年後期		○		○							
	人と文化Ⅳ:社会のしくみ2	1.5	1年後期・2年後期		○		○							
	人と文化Ⅳ:社会のしくみ3	1.5	1年後期・2年後期		○		○							
	人と文化Ⅳ:社会のしくみ4	1.5	1年後期・2年後期		○		○							
	人と文化Ⅳ:社会のしくみ5	1.5	1年後期・2年後期		○		○							
	人と文化Ⅴ:人の行動と心理	1.5	1年後期		○									
	人と文化Ⅵ:倫理	1.5	2年前期			○								
	アカデミック・スキルズ入門	1.5	1年前期	○										
	保健体育学(実技含む)	1.5	1年前期	○										
	スポーツ医科学	1.5	1年後期		○									
	基礎物理学Ⅰ(演習含む)	2	1年前期	○										
	基礎物理学Ⅱ(演習含む)	2	1年後期		○									
	微分積分学(演習含む)	2	1年前期	○										
	基礎統計学	1	1年前期	○										
	線形代数(演習含む)	2	1年後期		○									
	基礎化学Ⅰ(演習含む)	2	1年前期	○										
	基礎化学Ⅱ(演習含む)	2	1年後期		○									
基礎生物学Ⅰ	1.5	1年前期	○											
基礎生物学Ⅱ	1.5	1年後期		○										
生物学実習	0.5	1年後期		○										
情報科学実習	1	1年前期	○											
病態・治療学実習Ⅰ	0.5	1年後期		○										

「保健体育学」は、体育実技を含む。

* 「人と文化Ⅰ～Ⅳ」は、「人と文化Ⅰ～Ⅳ」の各分野で構成される科目から、それぞれ最低1科目(1.5単位)合計9単位以上を選択して2年間で履修します。同一分野内の同じ科目を複数回履修することは、認められません。

系	授業科目名	単位	必修 選択 の別	開講年次	開講年次							
					1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
					前	後	前	後	前	後		
総合薬学教育	ヒューマニズムについて学ぶ	生と死	必修	1年前期・後期	○							
		医療の担い手										
		信頼関係										
	早期体験学習	1.5		1年前期・後期	○							
	薬学への招待	1.5		1年前期	○							
	薬学リテラシー	1		1年後期	○							
	薬系公定書概論	0.5		2年後期		○						
	薬事関係法規	1		4年前期				○				
	医薬品開発と生産	1		4年後期					○			
	基礎薬学総合演習	3		5年前期・後期						○		
	インターンシップ	1		必選(情)選 択 (臨・総)	5年前期・後期						○	
	実用薬学英語	1			6年前期							○
	基礎薬学特論・演習	1.5		必修(臨・情)必選 (総)	6年前期							○
	臨床薬学特論・演習	1.5			6年前期							○
	薬学研究1	8		必修(総)	4年前期～5年後期						○	
	薬学研究2	3		必修 (臨・情)	4年前期～5年後期						○	
	アドバンスト薬学研究	7		必選(総)	6年前期							○
薬学研究3	1	必修(臨・情) 必選(総)	6年前期							○		
最終総合演習	5	必修	6年後期							○		

必修選択科目並びに選択科目の履修

<臨床薬学コース> 以下の①から③を全て満たすように単位を修得すること。

- ① 5年次に「医薬開発特論Ⅰ」、「医薬開発特論Ⅱ」の中で最低1科目を選択し、履修すること。
- ② 6年次に「患者情報」、「予防医学」、「臨床試験」の中で最低2科目を選択し、履修すること。
- ③ 5, 6年次選択科目から3科目以上を選択し、履修すること。

ただし、6年次「アドバンスト実務実習」を選択し、履修した場合は①のみで可。

※5年次開講の必修科目及び選択必修科目の単位を全て取得した場合、アドバンスト実務実習を履修することができる。

<情報薬学コース> 以下の①と②を全て満たすように単位を修得すること。

- ① 5年次「インターンシップ」、6年次「実用薬学英語」から最低1科目を選択し、履修すること。
- ② 6年次選択科目から2科目以上を選択し、履修すること。

<総合薬学コース> 6年次に総合薬学コースを2つのコースに分けます。それぞれのコースで履修科目が異なります。

【総合薬学コース1】以下の科目の単位を取得すること。

アドバンスト薬学研究

【総合薬学コース2】以下の①から③を全て満たすように単位を修得すること。

- ① 薬学研究3を履修すること。
- ② 基礎薬学特論・演習及び臨床薬学特論・演習を共に履修すること。
- ③ 5, 6年次選択科目から3科目以上を選択し、履修すること。

別表2

入学金及び学生納付金明細表

(単位:円)

学 年	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		第5年次		第6年次	
	納入期 前期 (入学期)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)
入 学 金	350,000											

学 年	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		第5年次		第6年次	
	納入期 前期 (入学期)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)	前期 (4月)	後期 (10月)
授 業 料	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000
施設設備費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
学生納付金計	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000

別表3

納付方法及び納入期限

納付方法	別途指定する銀行口座へ納入期限までに振込み
納入期限	前 期 4月20日 後 期 10月20日
※ 納入期限が銀行休業日の場合は翌銀行営業日 入学金及び1年次前期学生納付金は入学手続き要項で指定	

別表4

科目履修生・研究生・研究員納付金明細表

(単位:円)

種 別	金 額	納入期
科目履修生	1科目につき 20,000円	指定期日
研 究 生	年 額 120,000円(ただし3か月未満の場合 60,000円)	指定期日
研 究 員	年 額 60,000円	指定期日